

尾張旭市監査公表第 3 5 号

令和 7 年 3 月 2 8 日付け尾張旭市監査公表第 1 8 号をもって公表した定例監査結果報告について、令和 7 年 3 月 3 1 日付け 6 収第 1 7 4 8 号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 4 月 3 0 日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

総務部収納課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成 2 5 年尾張旭市規則第 3 号。以下「物品管理規則」という。）第 2 3 条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和 5 年度は実施していなかった。また、物品管理規則第 9 条に規定する備品ラベルが付されていない備品が散見された。 物品管理事務を適切に実施されたい。	指摘事項については、物品管理の重要性について、課内で監査結果を共有することにより、検査の実施を徹底するように課員の認識を改めた。 物品の検査を実施し、備品ラベルが付されていない備品には備品ラベルを貼付した。今後は、備品購入時には必ず備品ラベルを貼り、適切な物品管理を行う。
尾張旭市契約規則（昭和 5 3 年尾張旭市規則第 1 9 号）第 2 8 条第 1 項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。しかしながら、p i p i t L I N Q サービス利用契約書には、同項第 4 号に掲げる事項（契約保証金）が記載されていなかった。 契約事務を適切に実施されたい。	指摘事項については、尾張旭市契約規則に基づく適正な事務を行い、契約保証金など契約書に記載しなければならない事項の確認まで徹底する。 今後、契約事務を進める際には、契約規則等の確認を徹底し、適切な契約事務を実施できるよう、再発防止に努める。